

自然災害等に伴う授業及び定期試験の取扱い

台風又は地震等による災害が発生した場合、若しくは発生の恐れがあり警報又は注意情報が発令された場合の工学部専門系科目・工学研究科の授業及び定期試験（追試及び再試を含む。以降「授業等」という。）の取扱いは、原則として、次のとおりとする。

1. 台風に伴い、名古屋市に暴風警報が発令された場合

台風に伴い名古屋市に暴風警報が発令された場合は、暴風警報発令後に開始される授業等は休講とする。

この場合において、警報解除後における授業等の実施については、別表のとおりとする。

[注意事項等]

- 1) 暴風警報の発令により授業等が休講となった場合には、学生は登校することを要しない。
- 2) 暴風警報が居住地または通学経路内において発令されている場合には、学生は原則として登校しないこととする。
- 3) 暴風警報以外の警報発令時等において交通機関の運休等が生じた場合、または気象災害による身体の危険を感じた場合には、学生は無理な登校はしないこととする。
- 4) 上記2)、3)により授業日に登校しなかった場合は、その旨を後日遅滞なく担当教員に申し出ることとする。なお、この場合、欠席した学生に対して教育的配慮を行うこととする。
- 5) 上記2)、3)により定期試験の実施日に登校しなかった場合は、1週間以内に教務課にて所定の手続きにより追試験を願い出ることができる。

2. 「東海地震注意情報」が発表された場合

(1) 「東海地震注意情報」が発表された場合

授業等の最中に「東海地震注意情報」が発表された場合は、大学の災害対策統括本部から工学研究科災害対策支部を通じて、各授業担当教員に対し、授業等を速やかに中断し、二次災害防止の措置を講じ避難するように通報があるので、学生は授業担当教員の指示に従い、指定された避難場所（次頁の図面参照）へ避難又は帰宅する。

また、登校途中の場合は帰宅し、登校前の場合は自宅で待機する。

(2) 「東海地震注意情報」が発表された後、安全情報が発表になった場合

「東海地震注意情報」が発表された後、観測データの異常が終息に向かい安全情報が発せられた場合の授業等の実施については別表のとおりとする。

3. 地震が発生した場合

授業等の最中に地震が発生した時は、地震の規模や周りの状況を判断し、身の安全を図る。

その後、大学の災害対策統括本部から工学研究科災害対策支部を通じて、各授業担当教員に対し、授業等を速やかに中断し、二次災害防止の措置を講じ避難するように通報があった場合には、学生は授業担当教員の指示に従い、指定された避難場所へ避難する。

4. その他、災害が発生した場合、若しくは発生の恐れがある場合

上記以外の場合において、授業等を実施することが困難であると予想される場合は、工学研究科長が休講措置等の判断を行う。

別表

授業等実施	暴風警報解除または地震の安全情報が発表された時刻(24時表示)
第1時限以降の授業等実施	6時45分までに解除された場合
第3時限以降の授業等実施	11時00分までに解除された場合

工学部・工学研究科関連避難場所

